

君津中央病院企業団議会

令和5年12月定例会会議録

君津中央病院企業団企業長田中 正は、令和5年12月12日をもって令和5年12月22日午後3時に木更津市桜井1010番地君津中央病院4階講堂に企業団議会を招集した。

1 出欠席議員は次のとおりである。

出席議員

1番 草刈慎祐、2番 重城正義、3番 田中幸子、4番、佐藤葉子、5番、下田剣吾、
6番 荒井淳一、7番 福原敏夫、8番 山田重雄、9番 小泉義行、10番 緒方妙子、
11番 根本駿輔、12番 花澤一男

欠席議員

なし

2 職務のために議場に出席した職員は次のとおりである。

庶務課主幹 玉川智久

3 説明のため出席したものは次のとおりである。

企業長 田中 正、代表監査委員 在原昌秀、監査委員 高橋 隆、病院長 海保 隆、
事務局長 竹下宗久、事務局次長 佐伯哲朗、庶務課長 國見規之、人事課長 石井利明、
医事課長 重信正男、管財課長 黒木淳一、財務課長 小柳洋嗣、経営企画課長 相原直樹、
副院長兼患者総合支援センター長 柳澤真司、副院長兼学校長 藤森基次、分院長 北湯口 広、
医務局長 北村伸哉、医療技術局長 児玉美香、看護局長 北 清美

4 会議に付した事件は次のとおりである。

- ・議案第1号 損害賠償の額の決定について
- ・議案第2号 令和5年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算（第1号）
(提案理由の説明、補足説明、質疑、討論、採決)

(午後3時00分開会)

<議長>

皆さん、こんにちは。

初めに、出席定数を確認いたします。

ただいまの出席議員数は12人でございます。

定足数に達しておりますので、令和5年12月君津中央病院企業団議会定例会を開会いたします。

ここで、田中企業長から招集のご挨拶をお願いいたします。

田中企業長。

<企業長>

12月議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、年末の公務ご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

そして、このたび君津市議会より選出されました佐藤葉子議員並びに下田剣吾議員におかれましては、当企業団議会議員にご就任賜りまして誠にありがとうございます。今後とも企業団の運営にご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、初めに当院で実施いたしました災害訓練につきましてご報告いたします。

去る11月11日に、当院におきまして君津保健所、当院DMAT及びその他関連機関との連携によります災害訓練と、震度6強の地震発生を想定した当院独自の災害訓練を併せて実施いたしました。

本年4月に竣工しましたアメニティ棟は、災害時において3階をDMAT活動拠点本部及び当院の災害対策本部として使用することとしておりましたが、今回の災害訓練はそれによる初めての訓練となったものでございます。

特に当院の災害訓練については、災害対策本部や診療エリア、検査部門など、各部門における改善すべき点が明らかとなりました。今回の訓練を生かし、大規模地震等の自然災害発生時は、基幹災害拠点病院として医療救護活動の中心的な役割を果たせるよう努めてまいります。

次に、令和6年度診療報酬改定についてでございます。

政府は20日、技術料などの医療行為の対価に当たる本体部分について、賃上げに資する措置分や基本給ベースアップ対応、食材費等の高騰への対応として診療報酬を0.88%引き上げる一方、薬価を0.97%、材料価格を0.02%ともに引下げ、全体で0.12%のマイナス改定とすることを決定いたしました。

今後、年度末に向けて診療報酬上の対応について詳細に審議されるため、当院もその動向を注視し、対応してまいります。

さて、本日の定例会では、提出議案としまして、損害賠償の額の決定についてと、令和5年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算（第1号）の2件を上程させていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。招集のご挨拶とさせていただきます。

<議長>

それでは、諸般の報告をいたします。

このたび、君津市の選出議員に異動がありました。高橋明議員並びに橋本礼子議員が任期満了により退任され、後任には、佐藤葉子議員並びに下田剣吾議員が選任されました。

それでは、ただいまの順で、自席にて就任のご挨拶をお願いいたします。

佐藤議員。

<4番 佐藤葉子議員>

君津市選出の佐藤葉子でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

<議長>

引き続き下田議員、どうぞ。

<5番 下田剣吾議員>

同じく君津市議会より選出されました下田剣吾と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

<議長>

どうもありがとうございました。

続きまして、監査委員から、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に配付してございますので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付してございます。その順序に従いまして会議を進めてまいりますので、ご了承願います。

日程第1 議席の指定

日程第1、議席の指定を行います。

議席は、議長において指定します。

佐藤葉子議員を4番、下田剣吾議員を5番と指定いたします。

日程第2 会期の決定

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日1日としたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第93条の規定により、議長から田中幸子議員及び緒方妙子議員を指名します。

日程第4 議案の上程

日程第4、議案の上程を行います。

本日の上程の議案は2件でございますので、ご了承願います。

なお、上程されている議案については一括して提案理由の説明を求めます。

田中企業長。

<企業長>

本定例会に提出いたしました議案の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 損害賠償の額の決定については、医療行為により生じた損害の賠償額について、地方公営企業法第40条第2項及び君津中央病院企業団病院事業の設置等に関する条例第6条の規定により適用する地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を得ようとするものです。

次に、議案第2号 令和5年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算(第1号)については、腫瘍用薬など医薬品の使用量増加など、高度専門医療を提供するために必要な経費を計上するほか、予算の適正執行のために必要となるものを計上するものです。

以上で提案理由の説明を終了します。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

提案理由の説明が終わりましたので、直ちに議案を取り上げたいと思います。

議案第1号 損害賠償の額の決定についてを議題とします。

事務局に補足説明を求めます。

竹下事務局長

<事務局長>

議案第1号 損害賠償の額の決定について、補足説明申し上げます。

まず、資料のほうは議案目録1ページをご覧ください。

君津中央病院の医療行為により生じた損害の賠償額について、地方公営企業法第40条第2項及び君津中央病院企業団病院事業の設置等に関する条例第6条の規定により適用する地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

資料、項番1としておりますが、事案の概要についてご説明申し上げます。

国保直営総合病院君津中央病院、以下「当院」とさせていただきますが、患者Aに対し、平成30年1月17日に、耳鼻いんこう科において右副鼻腔腫瘍及び鼻中隔彎曲症に対する右内視鏡下副鼻腔手術、鼻中隔矯正術及び粘膜下甲介切除術を施行したところ、翌朝、患者から、左眼について物が2つに見えるとの訴えがございました。当院眼科で診察いたしましたところ、視力障害及び複視が判明したため、静岡県にございます聖隷浜松病院へ紹介し、同院においてその修復のための手術を施行いたしました。その結果、複視は消失したものの、視野狭窄が残る結果となりました。本件について調査いたしましたところ、企業団に過失があると認められるため、219万8,723円の金額を賠償し、和解しようとするものでございます。

なお、損害賠償の相手方は、袖ヶ浦市在住の方であります。

議案第1号に係るご説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

これについてご質疑ございませんか。

草刈議員。

<1番 草刈真祐議員>

すみません、何点か確認をさせていただきたいと思います。

まず、今回損害賠償の事案が発生して、平成30年に発生したということで、今回和解されたということですが、まずこの案件が平成30年ということなんですけれども、それ以降、今現在、係争中みたいな案件があるのかなのか、まずお伺いしたいと思います。

<議長>

竹下事務局長。

<事務局長>

現在、いわゆる訴訟が提起されているものにつきましては、現在1件ございます。それ以外に何らかの形で賠償請求を求められているものにつきましては、現在5件ございます。現在のところはご質問の件数は以上でございます。

<議長>

草刈議員。

< 1 番 草刈慎祐議員 >

ありがとうございます。

その中で、今回損害賠償の金額が220万円くらいということですが、地方自治体においてはこういった場合、医療とは関係ないですが、こういった係争があった場合、保険が入って適用されていると思うんですが、企業団においてはこういった形になっているのか伺いたします。

<議長>

竹下事務局長。

<事務局長>

企業団につきましても、病院賠償責任保険等に入っておりますが、こういった賠償を行った場合については、それに基づきまして保険金請求して保険会社より保険金を支払ってもらうような形になっております。

<議長>

草刈議員。

< 1 番 草刈慎祐議員 >

相手側の方にとってはちょっと不幸だったと思うんですが、企業の財政的にはそういった保険でカバーができるということが分かりましたので、以上とさせていただきます。ありがとうございます。

<議長>

ほかにご質疑ございませんか。

重城議員。

< 2 番 重城正義議員 >

今、草刈議員のほうからある程度質問をされたわけですが、重複するかもしれません。過去に同様の案件はあったのか、お答えください。

<議長>

竹下事務局長。

<事務局長>

お答え申し上げます。

耳鼻いんこう科において内視鏡下で行った手術、特に今回のように副鼻腔手術ということでございますと、この手術の施行に伴いまして、いわゆる本来予期しないような事故が起きた案件につきましては、本件の前に2件、それから本件の以後に1件、合計4件ございます。

<議長>

重城議員。

< 2 番 重城正義議員 >

その場合において、その賠償の最高額というのは幾らかお答えください。

<議長>

竹下事務局長。

<事務局長>

発生日は、平成29年10月になりますが、事故発生当時8歳の女兒に対する事案になります。こちらは損害賠償の額2,600万円で、先ほど申し上げました4件の中ではこの賠償額が最も高額なものとなっております。

<議長>

重城議員。

<2番 重城正義議員>

地方自治法の中で決まっていると思うんですけども、議会承認の賠償額、これは幾ら以上が議会の承認となる金額でしょうか。

<議長>

竹下事務局長。

<事務局長>

先ほど申しあげました設置条例第6条で示しております金額、50万円以上になります。

<議長>

重城議員。

<2番 重城正義議員>

聖隷浜松病院のほうに入院をされたようでございますけれども、その入院時の額がこの賠償額に含まれているということで理解してよろしいでしょうか。

<議長>

竹下事務局長。

<事務局長>

お見込みのとおりでございます。先ほどの賠償額の中には聖隷浜松病院で受診した際の費用、並びに聖隷浜松病院へ行く際の交通費、あるいは宿泊費等が含まれるものでございます。

<議長>

重城議員。

<2番 重城正義議員>

最後に質問いたしますけれども、その入院時の聖隷浜松病院に支払いをした金額がもしも分かるようであればお答えいただきたいと思います。

<議長>

竹下事務局長。

<事務局長>

聖隷浜松病院におきましては、今ご指摘の入院と、それから退院後の外来治療がございました。今ご質問にありました点、入院の治療費に関しましては約8万2,000円、その後、退院後の外来治療、これは6回になりますが、こちらにつきまして、ご質問の中にはございませんでしたが、外来の治療費に関しましては合計で1万4,000円となっております。

<議長>

ほかにご質疑ございませんか。

下田議員。

<5番 下田剣吾議員>

どうぞよろしくお願いたします。

1点目は、今回和解に至って賠償額の決定まで時間がかかった、その時間の経過の理由について教えてください。

2点目は医学的な観点なんですけど、どうしてこの事案が起きたかということをお伺いしたくて、この薄い骨を削る際に脂肪ではなくて筋肉をちょっと擦ってしまったのか、あるいは眼圧の関係で視神経が

圧迫されてしまったのかというようなあたりで、どうしてこういう事案が起きたかということについてお聞かせください。

<議長>

竹下事務局長。

<事務局長>

まず、示談に至るまでに日時を要した理由でございますが、こちらに関しましては発生した事案、発生したのは平成30年でございますが、その間に示談に至るまで様々な事実確認、あるいは患者様との交渉等、当院の場合は代理人、いわゆる弁護士を介して行っておりますが、そういったことに交渉をしている過程においてその日時がかかったというふうにご理解いただければと思います。

それから、発生原因につきましては、ちょっと手元の資料ですと……

<議長>

海保病院長。

<病院長>

病院長の海保です。発生原因は、右側の副鼻腔の手術なんですけど、手術操作中に篩骨洞の屋体を成す骨を手術器具で突き破って左側の眼窩を傷つけたようです。右側の手術だけれども、ちょっと器具が左の眼窩を傷つけ、そのために左の神経を損傷したのではないかなということです。

<議長>

よろしいでしょうか。

ほかにごございませんか。

下田議員。

<5番 下田剣吾議員>

詳細な説明ありがとうございます。テレビでタレントの有吉さんが、この鼻中隔の手術を受けた結果、かなり市民の間でもこの手術を受けたいということで話題になっているということで、これから手術を求める方も増えてくるのかなというような傾向があるようでございます。ですので、そういった手術をする病院もアピールを増やしたりしているところがあるんですが、私も実は鼻中隔、曲がってしまして手術を受けたいなと思っていたんですが、本院でこれからこの手術を行っていくことのリスクと申しますか、今回は例外的にこういうことが起きたのか、今後、市民は安心してこの手術が受けられるかどうかというあたりについてお聞かせ願えればと思います。

<議長>

竹下事務局長。

<事務局長>

ご回答差し上げたいのですが、ちょっと的を射てない回答になっていたらご指摘ください。

本件に関しましては、耳鼻科のドクターのほうに確認させていただきましたところ、どうしてもこの内視鏡下の副鼻腔手術、大体こういった事故が起きる可能性が1%ぐらいとされているようです。その中で後遺障害が残るものはさらに少ない件数になるそうではございます。

ただ、やはりそういった危険性が残る手術ですので、事前説明に関しまして丁寧に行っているということでございます。先ほどちょっと割合のほうを申し上げたので、当院の実績で申し上げたいんですが、先ほどの4件、最初の事故から本年に至るまでこういった手術は年間約60件ほど行っているそうです。11年間で660件、そして、そのうちの4件ということですので、確率的には0.6%と。ただ、0.6%だから許容されるというものでもございませんので、当院に関しましては、再発防止策といたしま

して、手術用のナビゲーションシステムというのを導入しております。術前に患者さんから採取した画像と、内視鏡で実際に術中に観察するご本人の手術部位を照らし合わせて、どの辺りに手術の器具の先端があるかというようなものを確認しながら行う方法でございます。システムとして採用しております。

こういったものを使用しながら、術野を複数人で確認しながら行って手術の安全性向上を図っているということでございます。

<議長>

よろしいでしょうか。

ほかにご質疑ございませんか。

質疑がないようですので、討論を省略し採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(全 員 挙 手)

ありがとうございました。挙手全員であります。

議案第1号 損害賠償の額の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号 令和5年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

事務局に補足説明を求めます。

竹下事務局長。

<議長>

竹下事務局長。

<事務局長>

それでは、提出議案第2号、補正予算(第1号)について補足説明申し上げます。資料は、提出議案説明資料の1ページ目をご覧ください。

1ページ目の上段、枠囲いの中で今回の補正予算の概要をお示ししてございます。今回の補正予算第1号につきましては、腫瘍用薬等の医薬品の使用量の増加、消化器外科領域におけます低侵襲な腹腔鏡下手術の増加、同じく消化器外科領域におけますロボット支援下手術の導入、そして、がんゲノム医療連携によりますがん治療の実施件数の増加など、高度専門医療を提供するために必要な経費を計上するもののほか、予算の適正執行のために必要となるものを計上するものでございます。

引き続き、項番ごとにその内容を説明申し上げます。

項番1、本院事業収益でございます。

本院事業収益全体といたしましては、既決予定額に対しまして657万6,000円を減額補正し、補正後の予算額を236億9,037万6,000円にしようとするものでございます。

その内訳でございますが、説明欄にお示ししますとおり、全額が医業外収益のうち保育所収益を減額しようとするものでございます。

理由もそちらに書いてございますが、保育児数の減少によります保育料の減とするものでございます。

続いて、項番2、本院事業費用でございます。

本院事業費用につきましては、既決予定額に対しまして真ん中の列でございますが、2億7,269万5,000円を増額補正し、補正後の予算額を239億5,129万1,000円にしようとするものでございます。

その内訳でございますが、まず医業費用のうち材料費で2億5,604万5,000円を、続いて経費で685万5,000円を、さらに資産減耗費で338万6,000円をそれぞれ増額補正しようとするものでございます。

その内容につきましては、右端の説明欄でお示ししてございます。

まず、材料費につきましては、薬品費及び医療消耗備品費の増を見込み、具体的には、まず薬品費につきましては、先ほど冒頭で申し上げましたが、高額な腫瘍用薬及び生物学的製剤の使用量増加による2億4,012万5,000円、さらに医療消耗備品費では、消化器外科領域におけます腹腔鏡下手術件数の増加及び外科におけますロボット支援下手術の採用、これらの内容等により1,592万円をそれぞれ増額補正しようとするものでございます。

続きまして、経費でございますが、説明欄でお示ししますとおり、経費につきましては、委託料、賠償金及び雑費につきましては増を見込んでおります。

まず委託料では、他院からの専攻医の在籍型出向がなかったことによりまして924万円の減を、そして、がん遺伝子パネル検査件数の増加及び血液内科等の検体検査件数の増加によります検査委託費1,418万3,000円の増、そして、医療機器分析・調達支援等コンサルティング業務委託の中止によりまして154万円の減により、差引き340万3,000円を増額補正しようとするものでございます。

続く賠償金につきましては、医療事故の和解によりまして158万2,000円を増額補正し、さらに2ページに移りますが、雑費につきましては、令和6年度診療報酬改定に向けて、施設基準管理システムの導入に係る初期費用分110万円の増、そして、がんゲノム医療連携に係る症例検討会、こちらにつきましては、この開催費用といたしまして77万円の増を見込み、合計で187万円を増額補正しようとするものでございます。

医業費用最後の資産減耗費につきましては、固定資産除却費におきまして、除却対象の医療機器が今年度予定以上に発生したことによりまして、338万6,000円を増額補正しようとするものでございます。

そして、次の枠でお示ししております医業外費用につきましては、保育所運営費におきまして1,760万3,000円の減を、その他医業外費用におきまして2,401万2,000円の増を補正しようとするもので、その内容につきましては、右側の説明欄でお示ししますとおり、まず保育所運営費では、委託料につきまして契約差金の発生及び委託保育児数の減少に伴う減額によるものでございます。

そして、その他医業外費用では、先ほどの材料費におけます薬品費の増に伴う消費税分といたしまして、雑損失を増額しようとするものでございます。

続きまして、項番3、看護師養成事業費用でございます。

既決予定額に対しまして990万7,000円を増額補正し、補正後の予定額は2億9,189万4,000円にしようとするものでございます。

この内訳につきましては、全額給与費でございます。内容につきましては説明欄でお示ししておりますが、教員の退職補充に伴いまして、会計年度任用職員から正規職員の雇用形態の変更があったことによるもののほか、事務員の増によるものでございます。

項番4につきましては、特別損失でございます。

既決予定額に対しまして479万9,000円を増額補正し、補正後の予定額を3億403万9,000円にしようとするものでございます。

この内容につきましては、全額がその他特別損失でございます、右側の説明欄でお示ししてござい

すが、医師研究資金の令和2年1月貸付け分が、令和5年12月末までの貸付けを受けた者が令和5年12月末までの業務従事をもって返還免除となりますことから、この分が増額となるものでございます。資料3ページに移ります。

ただいまご説明申し上げました項番1から4の内容を本院看護師養成の各事業ともに予算の年間収支が変更になりますので、項番5でその内容をお示ししてございます。本院事業におきましては、2億2,102万3,000円の純損失、看護師養成事業におきましては990万7,000円の純損失を今回の補正予算の後、見込んでいるものでございます。

続きまして、項番6、資本的収入でございます。

資本的収入につきましては、国県補助金におきまして657万5,000円を減額補正しようとするものでございます。

右の説明欄でお示ししておりますが、医療提供体制推進事業のうち、小児医療施設設備整備事業におきまして補助金収入を見込んでございましたが、この補助金に関しまして、地方公共団体は交付の対象外だったため、全額を減額しようとするものでございます。

続きまして、項番7、資本的支出でございます。

資本的支出につきましては、建設改良費のうち設備費におきまして2,498万1,000円を増額補正しようとするものでございます。

右端の説明欄で示しますとおり、医療機器の故障対応に係る更新が予定以上に発生したことによりまして、機器調達のための費用を増額しようとするものでございます。

項番8、資本的収支不足額の補てんでございます。

ただいま資本的収入、資本的支出に関しまして補正がございました場合、不足額については、既決額に対しまして3,155万6,000円拡大することとなります。補正後の収支不足額は16億9,649万9,000円となります。

次の4ページの上段の表でお示ししておりますが、その不足額につきましての補てんの財源内訳を今回お示ししているものでございます。

項番9は、その他の事項でございます。

予算の適正執行のために必要なものをこちらのほうで掲げてございます。まず(1)番、債務負担行為でございます。

令和6年度診療報酬改定に向けて施設基準管理システムを導入する点、先ほど申し上げましたが、初期設計に要する準備期間を設けることから、年度中に契約締結が必要となっております。こちらの表でお示ししておりますとおり、予算第5条で定める債務負担行為としてこの件を設定しようとするものでございます。

次の(2)議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、今回補正に伴いまして、予算9条で定めております看護師養成事業の職員給与費を増額することになるため、その費用の額を補正しようとするものでございます。

最後の(3)たな卸資産の購入限度額につきましては予算第10条で定めておりますが、購入限度額に設定しておりますその金額を増額しようとするものでございます。

次の資料5ページから7ページまでは、ただいま説明いたしました内容を損益計算書の形式でまとめたものでございます。

補正の対象となる項目は、備考欄の内容のところにコメントがある項目となります。

補正予算第1号に関します補足説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑はございませんか。

重城議員。

<2番 重城正義議員>

収入の部1款2項、医業外収益△657万6,000円は保育園児の減少ということでお伺いいたしました。保育所の児童の定員数、そして現在の児童数は何人でしょうか。

<議長>

國見庶務課長。

<庶務課長>

今の重城議員のご質問にお答えさせていただきます。

児童の定員数につきましては100名と設定しております。

現在の児童数は86名でございます。

以上でございます。

<議長>

重城議員。

<2番 重城正義議員>

今議会で歳入減をするということですが、お見込みとして、これは確実な方向でいるのでしょうか。例えば、今後1月になったら児童が増えるとか、そういうことはもうお見込み済みということでこの減額を行ったということで理解してよろしいでしょうか。

<議長>

國見庶務課長。

<庶務課長>

今回の保育所収入につきましては、減額となった理由の中で、親の退職による退園の保育児が2名、第2子妊娠によりまして自宅で保育するという保育児が1名、認可保育園に入園した保育児が5名、あと、新規採用分の入所枠として4名ほど取っていたんですけども、この4名も入所がなく、合わせて12名の保育児が減っております。

今後の入園につきましても、調査した結果、新たな入園の希望がないということから明確となったため、保育所収入のほうを減額としております。

以上でございます。

<議長>

重城議員。

<2番 重城正義議員>

この保育所の運営、これはどこに委託をしているのか、その委託先をお答えいただけますか。

<議長>

國見庶務課長。

<庶務課長>

委託先は、本年4月から株式会社キッズコーポレーションに委託しております。

<議長>

重城議員。

< 2番 重城正義議員 >

その中で、1款4項、国県補助金△657万5,000円、これとリンクをしているということで理解してよろしいでしょうか。

<議長>

国見庶務課長。

<庶務課長>

国県補助金657万5,000円の減につきましては、小児医療に係ります設備整備事業補助金の減額となっており、今回の収入のほうの減につきましては保育所収入ということで、リンクのほうはしてございません。

以上です。

<議長>

重城議員。

< 2番 重城正義議員 >

次に、3款1項1目990万7,000円、これは給料及び手当等の増額ということですが、詳細にちょっと説明をいただけますか。

<議長>

石井人事課長。

<人事課長>

お答えいたします。

まず、今ご覧いただいております提出議案説明資料の6ページをご覧いただきたいと思います。

こちらに看護師養成事業の内訳が載っておりますが、このページの真ん中ほどに給与費が掲げられております。こちらの備考欄に今回の補正の内訳が載っておりますが、教職員給の増で232万円、事務員給の増で202万1,000円、教職員手当の増で224万5,000円、事務員手当の増で96万2,000円、教職員賞与引当金繰入額の増で65万2,000円、事務員賞与引当金繰入額の増で7万1,000円、それから法定福利費の増で149万4,000円、法定福利費引当金繰入額の増で14万2,000円、合わせまして看護師養成事業費用の給与費で990万7,000円の増額補正をしようとするものでございます。

以上です。

<議長>

重城議員。

< 2番 重城正義議員 >

最後にお聞きしますが、会計年度任用職員から正規職員に移行したということだと思っておりますけれども、その人数は何人でしょうか。

<議長>

石井人事課長。

<人事課長>

会計年度任用職員から何人正規職員に移行したかということでご質問いただきましたけれども、今年度の看護師養成事業の給与費の教職員の予算人数につきましては16人でした。そのうち15人が正規職員、1名会計年度任用職員という形になっておりましたけれども、会計年度任用職員が4月に退職をすることになりまして、本院から正規職員を1名異動させることにより対応いたしました。

何人ということで行きますと、本院からの正規職員の異動で1名ということになっております。

<議長>

よろしいでしょうか。

根本議員。

<11番 根本駿輔議員>

ちょっと4点ほど確認したいんですが、順番に質問させていただきます。

まず、医業費用のうち材料費、薬品費の増ということで、高額な腫瘍用薬、生物学的製剤の使用量増加による増ということでございますけれども、金額が非常に大きいところでございまして、どのような状況下であったのか、いわゆるレアケースのようなものであるのか、今後とも継続して発生し得るようなものなのか、ちょっとそのあたりからお聞きします。

<議長>

黒木管財課長。

<管財課長>

ただいまのご質問にお答えします。

主に血液内科の常勤医師が1名から3名に増員してございます。その中で外来、入院患者ともに増加しておりまして、腫瘍用薬及び生物学的製剤が増えたことによるものでございます。

以上でございます。

<議長>

根本議員。

<11番 根本駿輔議員>

体制強化によるというもので、今後ともある程度そのあたりは増額していくというか、変わってくるということになるのでしょうか。そのあたりは返ってくるその診療報酬と申しますか、収支とのバランス的にはどのようなものになるのでしょうか。

<議長>

小柳財務課長。

<財務課長>

お答えいたします。

血液内科の医師の増員により患者数と入院収益の増加率でございますが、見込みの中では患者数につきましては119%の増、それから入院収益につきましては135%の増というふうになっておりますので、よほど医師がこの後退職しない限りは、この状態で来年度以降も続くものと考えております。

以上でございます。

<議長>

ほかにごございませんか。

根本議員。

<11番 根本駿輔議員>

経営上の観点からはどのようなものなんでしょうか。

<議長>

竹下事務局長。

<事務局長>

先ほど血液内科の医師、常勤医師が1名から3名になったという点をご説明申し上げたんですが、こ

の増員に関しましては、その全てが戦略的に行われたものとは決して言い難いところがあります。医師の確保は非常に難しいというのはご承知いただいているかと思うんですが、今回の場合、1名までは増員かなり意図を持って行ったんですが、そこに対してまたさらに1名増えたというところがございます。

先ほどお尋ねの中で経営戦略上というお話がございました。高額な薬剤を使いますと診療報酬も高額になります。そうしましたときに、外来については主に薬価請求を中心とした増収が見込まれるところでございますが、入院に関しましても、当院はDPC、包括による医療費の計算を行っておりますが、このように高額な薬剤を使いますと、その分の医療費が認められるような計算になっております。

当院の場合はいろいろな実績が高うございまして、入院に関しましては、医療機関機能係数というのがございまして、そこでさらに通常仮に何もなかったところが掛ける1であるところを当院の場合は、例えば1. X値掛けることになっておりますので、高額な医薬品で治療を行いますと、その分の増収が他の医療機関に比べて多く出るという仕組みになっております。

この点に関しましては、今年度の医師の増はこちらの想定外の部分もありましたが、次年度以降、この辺をできるだけ維持しながら増収を図っていきたいというふうに考えております。

<議長>

海保病院長。

<病院長>

ちょっと追加させていただきますと、当院はDPC病院なんですけど、今事務局長が言ったように、DPC病院はみんな自分の自院のDPCの係数を上げるために日々努力しているんですけども、うちはもともと血液内科の医師が1人しかなくて、血液疾患が弱かったんですね。だから血液の患者さんも多くはなかったんですが、3人に増えたことによって血液疾患の患者さんがたくさん集まるようになりまして、そうすると、DPCの中で複雑性係数というのが上がるんです。それが上がるとDPC全体の係数も上がってくるので、それは病院にとってメリットかなと考えております。

<議長>

根本議員。

<11番 根本駿輔議員>

端的に言うと医療体制、経営的にもメリットになるということで理解いたしました。

次に経費の部分、委託料で医療機器分析調達支援等コンサルティング業務委託の中止による減ということでございますけれども、これは中止ということで影響は出ていないのかと、そのあたりいかがでしょうか。

<議長>

黒木管財課長。

<管財課長>

医療機器の調達に関しましてコンサルティング委託をさせていただきましたが、本年度は中止して、職員による執行をさせていただいているところでございます。

以上です。

<議長>

根本議員。

<11番 根本駿輔議員>

外部じゃなくて内製で行ってということで、コスト減ということで理解いたしました。

次に説明資料の2ページにいきまして資産減耗費で固定資産除却が予定以上に発生したということで

すけれども、その次のページの7の資本的支出の医療機械器具費が、故障対応に係る更新が増で、これはリンクした話という理解でよろしいでしょうか。その故障の状況ですとか、単に経年の自然故障なのか、その辺を少し伺えればと思います。

<議長>

黒木管財課長。

<管財課長>

今、議員ご質問ございましたリンクした話でございまして、購入に伴って除却をすると。購入するものが部品調達ができない状況で、いわゆる保守もできず部品調達ができず、やむを得ず購入するということでございます。

また、10年以上の経過する機械で経年劣化という理由でございます。

以上でございます。

<議長>

根本議員。

<11番 根本駿輔議員>

状況につきまして理解いたしました。

最後に、参考資料の3ページ、6の資本的収入ですね。国県補助金の減、地方公共団体は交付対象外であるということですが、これは当初段階では分からなかった事項なんですか。今のタイミングで補正ということで、ちょっとその辺りはいかがでしょうか。

<議長>

黒木管財課長。

<管財課長>

昨年度、千葉県の医療整備課から、5年度分の要望調査がございまして、その際に医療機械器具を要望していたところでございますが、本年度に入りまして、補助金の要綱を確認したところ、本件対象外ということで、千葉県のほうに問合せをして対象外ということで、補正したものでございます。

<議長>

よろしいでしょうか。

根本議員。

<11番 根本駿輔議員>

当初段階では、そこまでの詳細が不明な段階だということではよろしいでしょうか。分かりました。全体的に理解いたしました。

国県補助金とかはもう少し早めに分からなかったのかなというところもありますので、国県とのその辺のコミュニケーションは密に取っていただいて予算に正確に反映できるように引き続きお願いしたいと思います。

<議長>

よろしいでしょうか。

ほかに。

草刈議員。

<1番 草刈慎祐議員>

今、根本議員のほうから説明資料3ページの資本的収入のほうで、交付対象外ということだったんですけれども、これは毎年数件出して国県、今回は県のほうの補助金を使うということなんですけれども、

毎年幾つかの事業を申請しておいて何%落ちるとかというのがあるのか、それとも本当にまれで今回は対象外だったのかをお伺いしたいと思います。

<議長>

黒木管財課長。

<管財課長>

本件の補助金につきましては、例年補助金がございます。当院につきましては、前年度に今年度分の補助金を初めて申請したところでございます。当院の確認不足もございまして、例年の補助金の要綱の確認漏れということがございまして、要求したところ、結果的に要求できないという状況でございます。

<議長>

竹下事務局長。

<事務局長>

少し誤解を招きかねない表現でしたので、もう少し明確にお答えいたします。

この件につきましては、当初の補助金の要綱確認をきちんとしておれば、当初から地方公共団体が対象外であることは明確に記されていたところでございます。我々事務のほうの確認不足ということで認識しております。こういったことがないように今後は事務のほうを取り組みたいと思っています。

こういった医療機器に関する補助金なんですが、もともと金額の枠とか、こういった機器が対象になるかというのをかなり明らかにして要綱がつくられております。ですから、例えば今お尋ねがあったような形で、例えば5件申請していたうちの2件になったとか、そういったものではございません。

<議長>

草刈議員。

<1番 草刈慎祐議員>

分かりました、ありがとうございます。

本来であれば、申請したものは100%補助を頂けるというふうに理解いたしました。

引き続き、もう一点確認させてもらってもよろしいでしょうか。

<議長>

どうぞ。

<1番 草刈慎祐議員>

説明資料の1ページの一番下にあります賠償金の増、医療事故の和解による増、先ほどの議案第1号のほうで保険適用する、ないし50万円以上のものが保険の適用とかですね、議案第1号の説明にはない158万2,000円というと、50万円以下の案件が3件から4件和解できたものなのか、ちょっと詳細を教えてくださいたいんですけども、第1号の案件ではない金額なので、ちょっと数字が合わないの、どういったことなのか説明いただけたらありがたいです。

<議長>

小柳財務課長。

<財務課長>

ただいまの質問にお答えいたします。

この案件自体は、同じ案件でございます。金額の差異があるのは、既にこの患者さんに対して払っている額がございましたので、その額の差異でこの補正をしているものでございます。

以上でございます。

<議長>

草刈議員。

<1番 草刈慎祐議員>

じゃ、差異で差額だというふうに捉えたんですけども、そうしますと、先ほどお答えいただいた中では、地方公営企業法の中の適用する保険を使っているということなんですけれども、その保険の100%ではないんですか。てっきり保険をもう使わせていただいているということなので、こういった証拠には私は出ないのかなというふうにも思ったんですけども、どういった保険を使う、保険のお金の流れですよね、その辺をちょっと細かく説明いただきたいと思います。

<議長>

竹下事務局長。

<事務局長>

公営企業の会計の原則の中に、総計主義というのがございます。今回のように賠償の支払い、それから、それを根拠にします保険金請求によって保険金収入がある場合、それぞれを支払いは費用として計上し、保険金はその他の医業外収益として計上するというような手続を取っております。

今回、賠償の支払いと同時に保険金の収入の補正を行うことも考えたんですが、保険金請求自体がまだ行われておりませんので、保険金の収入に関しての補正については今回は上程できなかったということでございます。

<議長>

草刈議員。

<1番 草刈慎祐議員>

では、立替えということで理解してよろしいんですね。

<議長>

竹下事務局長。

<事務局長>

賠償ですので、もともとの賠償の債務は我々ですので、表現がそれが妥当かどうかはちょっと微妙ですけども、いわゆる形としてはそのようになると思います。

<議長>

よろしいでしょうか。

<1番 草刈慎祐議員>

はい。

<議長>

ほかにございませんか。

下田議員。

<5番 下田剣吾議員>

保育所の件について質問させていただきます。

基本的には働き方改革の中で保育所がしっかりと機能して預けやすい状況、働きやすい状況につながる事が大切だというふうに考えるんですが、今回は小学館集英社プロダクションからキッズコーポレーションに移ったところで入札差金が出たということなんですけど、現状、例えば病児保育であるとか、小学校低学年、1、2年生の対応とかというのはどうなっているかお聞きします。

<議長>

國見庶務課長。

<庶務課長>

病児保育につきましては実施しております。ただ、小学生の入園とか、そういうことについては、そこまでは対応しておらず、小学校入学前の保育児に対して病児保育等をしている状況でございます。

以上です。

<議長>

下田議員。

<5番 下田剣吾議員>

ありがとうございます。特に病児保育の対応については県からの補助金の対象になると思うんですけども、そのあたりは受け取っているかどうかというのは分かりますか。

<議長>

國見庶務課長。

<庶務課長>

当院の院内保育所ということで、職員を対象にした保育所となっております、県等の補助金のほうにつきましては頂いておりません。

<議長>

下田議員。

<5番 下田剣吾議員>

たしか事業所内の保育所に関する補助金があると思うんですけども、ちょっと全体の確認なんですけど、私たちが市でやっている保育所に関しては、病院さんの事業所内保育所も多いんですけども、子ども・子育ての交付金を使って100%人件費や運営費が出る形にしまして、本院の委託という形じゃなくて事業所内保育の形を取れば、そういった国の補助金の対象になるんじゃないかということ、そのあたりは確認済みなんでしょうか。

<議長>

國見庶務課長。

<庶務課長>

私ども勉強不足なところもあるんですけども、実際、補助金等については現在もらってない状況ですので、今後また確認させていただきたいと思っています。

<議長>

下田議員。

<5番 下田剣吾議員>

もう民間の新しい子育て支援制度ができて、事業所内保育という形がありまして、そこに補助金が100%でどの事業所内保育、玄々堂さんやほかの私立の病院も含めてつくっておられますので、例えば委託という形を取っていることで受け取れないのであれば、場所を使って公募して民間保育園に運営していただく、事業所内保育を運営していただくという形であれば100%お金が出ます。

さらに、そこに病児、病後児保育をやるとあるのであれば県の補助金も付加される、小学校1、2年生の対応も付加されるということで補助金の要綱に書いてありましたので、ちょっと自分たちというか、私たちにとって有利な形をもう一度検討いただいて、これはこれとしてぜひなるべく多くの補助金を頂いて、いい保育につながるように、働き方につながるようお願いできればと思います。

以上です。

<議長>

ほかにございせんか。

質疑がないようですので、討論を省略し採決したいと思いますが、ご異議ございせんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決いたします。

議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(全 員 挙 手)

ありがとうございました。挙手全員であります。

議案第2号 令和5年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

ここで議事の都合により暫時休憩をいたします。

(午後4時01分休憩)

(午後4時06分再開)

<副議長>

それでは、再開いたします。

ただいま福原敏夫議長から議長の辞職願が提出されました。地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行いますので、ご了承願います。

お諮りいたします。

議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ございせんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認め、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程の追加をいたします。

日程第4の次に、日程第5 議長辞職の件といたします。

日程第5 議長辞職の件

日程第5 議長辞職の件を議題といたします。

事務局職員に辞職願を朗読させます。

<事務局>

辞職願。

今般、一身上の都合により、君津中央病院企業団議会議長を辞職したいので、許可くださるようお願い出ます。

令和5年12月22日、君津中央病院企業団議会議長、福原敏夫。

君津中央病院企業団議会副議長、根本駿輔様。

以上でございます。

<副議長>

お諮りいたします。

福原敏夫議長の議長辞職を許可することにご異議ございせんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認め、福原敏夫議長の議長辞職を許可することに決定いたしました。

(7番 福原敏夫議員 入場)

ここで福原議員から議長退任のご挨拶があります。

< 7番 福原敏夫議員 >

それでは、一言ご挨拶を申し上げます。

議長在任中、本当に議員の皆様、企業長、病院長はじめ担当される職員の皆さん、大変いろんな面でご支援をいただきましてありがとうございました。おかげさまで任期中については滞りなくこの議会運営ができました。これもひとえに本日ご参会の議員の皆さん、執行部の皆さんのおかげです。

今後は、一つ下がって自分の席から、また中央病院の議会運営についていろいろ一緒に仕事していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

どうも長い期間、ありがとうございました。

(拍手)

<副議長>

ただいま議長が欠員となっております。

お諮りいたします。

議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認め、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

日程の追加をいたします。

日程第5の次に、日程第6 議長の選挙といたします。

日程第6 議長の選挙

日程第6 議長の選挙を行います。

議長の選出方法については先例がありますので、事務局に従前の選出方法について説明を求めます。

竹下事務局長。

<事務局長>

議長選挙につきまして、先例を申し上げます。

議長は、構成市の議会選出議員のうちから選出する先例がございます。選出は、地方自治法第118条第2項による指名推選の方法を取ってまいりました。

推選の方法といたしましては、構成市の議会選出議員のうちからそれぞれ1名の選考委員を立ていただき、そこに副議長を加えて選考委員会を構成し、指名推選するというものでございます。

先例につきましては以上でございます。

<副議長>

ただいま事務局より説明がありましたとおり、各市の議会選出議員の中から1名ずつ選考委員を選び、選考委員の選考結果により指名推選の方法で選出することとして差し支えないかお諮りいたします。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは、各市の議会選出議員の中から1名ずつ選考委員を決定してください。

それでは、各市選考委員を発表してください。

まず、木更津市さんからお願いいたします。

< 2番 重城正義議員 >

木更津市は草刈議員にやっていただきます。

<副議長>

次に君津市、お願いいたします。

< 4番 佐藤葉子議員 >

君津市は下田議員にやっていただきます。

<副議長>

次に、富津市、お願いいたします。

< 7番 福原敏夫議員 >

山田議員が担当しますので、お願いいたします。

<副議長>

最後に袖ヶ浦市、お願いいたします。

< 10番 緒方妙子議員 >

袖ヶ浦市、緒方でお願いいたします。

<副議長>

ありがとうございました。

選考委員には、別室において選考委員会を開き、選考をお願いいたします。

選考の間、暫時休憩といたします。

(午後4時12分休憩)

(午後4時16分再開)

<副議長>

再開いたします。

選考委員会に選考結果の報告を求めます。

< 8番 山田重雄議員 >

それでは、会議の結果を報告します。

議長には、根本議員を推選いたします。

<副議長>

選考委員会の選考の結果、私、根本駿輔が議長に指名推選されました。皆さんご賛同いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、私、根本駿輔が議長に決定いたしました。

<議長>

それでは、改めまして議長に仕りました根本駿輔でございます。地域医療の根幹を担う組織の職責を果たすべく尽力してまいりますので、皆様、何とぞご協力のほどお願いいたします。

(拍手)

これより議事進行を務めさせていただきます。

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認め、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

日程の追加をいたします。

日程第6の次に、日程第7 副議長の選挙といたします。

日程第7 副議長の選挙

日程第7 副議長の選挙を行います。

副議長の選出方法につきまして、議長選挙の際は副議長を選考委員に加えましたが、副議長選挙は、副議長に替え議長を加えることのほかは議長選挙と同様に扱うこととして差し支えないかお諮りいたします。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは、各市の議会選出議員の中から1名ずつ選考委員を決定してください。

それでは、各市選考委員を発表してください。

<2番 重城正義議員>

議長選と同様で、木更津市は草刈議員が委員といたします。

<議長>

次に君津市、お願いいたします。

<4番 佐藤葉子議員>

君津市は下田議員を委員といたします。

<議長>

次に富津市、お願いいたします。

<7番 福原敏夫議員>

山田議員でお願いいたします。

<議長>

最後に、袖ヶ浦市、お願いいたします。

<10番 緒方妙子議員>

袖ヶ浦は緒方でお願いいたします。

<議長>

選考委員には、別室において選考委員会を開き、選考をお願いいたします。

選考の間、暫時休憩いたします。

(午後4時18分休憩)

(午後4時20分再開)

<議長>

再開します。

選考委員会に選考結果の報告を求めます。

緒方議員。

<10番 緒方妙子議員>

副議長には、重城議員を推選いたします。

<議長>

選考委員会の選考の結果、重城正義議員が副議長に指名推選されました。
重城正義議員を副議長とすることに皆さんご賛同いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、重城正義議員が副議長に就任されました。

それでは、自席にて就任のご挨拶をお願いいたします。

<2番 重城正義議員>

多くの皆様方のご推輓を賜りまして副議長の任を担うこととなりました。この上は、根本議長をお支えし、議会運営のために一生懸命頑張りますので、どうぞ皆様方のご支援、ご協力のほどを切にお願い申し上げます。

以上です。

(拍手)

<議長>

以上で全てを議了いたしました。

ただいま企業長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

田中企業長。

<企業長>

それでは、定例会の閉会に当たり、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、慎重なるご審議をいただき、提案いたしました全ての議案につきまして原案どおり可決賜りまして誠にありがとうございました。

そして、福原議員におかれましては、1年間にわたり議長をお務めいただきありがとうございました。

また、新たに議長になられました根本議員並びに副議長になられました重城議員におかれましては、議会運営に際しまして今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

議員の皆様におかれましては、年の瀬を控え何かとご多忙のことと存じますが、お体に十分ご留意いただき、輝かしい新年をお迎えいただきますようお祈り申し上げまして、簡単ではございますが閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

<議長>

以上をもちまして本定例会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

なお、この後、午後4時40分から議会議員全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願ひします。

(午後4時23分閉会)